

水循環基本計画原案（案）の骨子

総論

1. 水循環と我々の関わり

- 我が国の地形・気候特性や社会の発展と水の関係、健全な水循環の必要性等を記載。

2. 本計画の位置付けと対象期間

- 本計画の位置付けを記載。
- 令和2年度からの5年間を対象期間として策定。

3. 水循環の目指すべき姿

- 水循環の目指すべき姿を記載。

4. 水循環をめぐる現状と課題

- 現行基本計画における水循環施策の効果に関する評価を記載。

5. 本計画において重点的に取り組む主な内容

◎流域マネジメントによる水循環イノベーション

～流域マネジメントの更なる展開と質の向上～

流域マネジメントの取組により、流域における一体感の創出、流域に応じた課題への解決策の効率的な実施、流域のブランド力の向上による地域の活性化など、様々な効果を生み出すことが期待される。

流域マネジメントに関する技術的な助言やノウハウの提供等による地方公共団体等への支援を充実する。また、地下水を含む水循環の実態解明に関する調査研究、流域における水循環の健全性や流域マネジメントの施策の効果等を「見える化」する評価指標・評価手法の確立等を推進する。

◎健全な水循環への取組を通じた安全・安心な社会の実現

～気候変動や大規模自然災害によるリスクへの対応～

大規模な水災害、地震災害等に備えるべく、政府一体となり、重要な水インフラのハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進する。また、危機的な渇水を想定し、渇水によるリスクの評価に関する調査研究、リスク管理型の水の安定供給、渇水への適応策等に取り組む。さらに、水インフラの戦略的な維持管理・更新及び耐震化を推進する。森林、河川、農地、都市等の貯留・涵養機能の持続的な発揮や地下水の保全、涵養等を図るための取組を総合的に推進する。

◎次世代への健全な水循環による豊かな社会の継承

～健全な水循環に関する普及啓発、広報及び教育と国際貢献～

産学官民又は関係府省庁が連携して、健全な水循環に関する普及啓発、広報、教育及び人材育成を推進するとともに、国民の間に広く健全な水循環の重要性についての理解と関心を深めるようにするため、「水の日」や「水の週間」の認知度の向上等に取り組む。また、国際協調や国際協力を一層加速させるとともに、官民一体となった水ビジネスの海外展開を促進することにより、国際的な水問題の解決及び持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献する。

6. 本計画の構成

- 本計画の構成を記載。

第1部 水循環に関する施策についての基本的な方針

1. 流域における総合的かつ一体的な管理

（第3条4項関係）

- 地方公共団体、国等は、地域の実情に応じて、地方公共団体、国の地方支分部局、有識者、利害関係者等から構成される流域水循環協議会の設置を推進するよう努めるものとする。また、流域マネジメントの取組を全国的に展開するためには、広範にわたる水循環の状況、課題及び施策、全国各地の取組から得られる知見、経験を共有することが重要であることから、国は、水循環に関連する様々な情報を収集、共有できる環境整備の取組を推進する。
- 流域水循環協議会は、流域水循環計画を策定し、健全な水循環の維持又は回復のための施策を柔軟かつ段階的に推進するよう努めるものとする。

2. 健全な水循環の維持又は回復のための取組の積極的な推進

（第3条1項関係）

- 地下水の水量や水質への効果や影響に留意しつつ、水の貯留・涵養機能の維持又は回復に向けた取組を進めるとともに、取組の背景や効果等に関する情報の提供を推進する。
- 国民一人一人が水循環の重要性を理解し、何をすべきかを考えて行動することができるよう、また、気象、森林、農業、生物、化学等の分野と水循環の関連性との認知が進むよう、水循環に関する教育、普及啓発、広報、情報発信の推進を図るとともに、産学官民が連携して健全な水循環の維持又は回復に関する国民の自発的な活動が促されるような措置を講ずる。
- 普及啓発及び広報については、「水の日」や「水の週間」の認知度を含む水循環への意識の向上に向けて、地域の取組の支援、海外向けの情報発信

に積極的に取り組む。また、教育ツールやプログラム等の作成等を通じて、子どもから大人まで幅広い世代の人が水循環への認識と理解が進むように努める。

- 水循環に関わる人材を広く育成するためには、産学官民が連携し、水循環に関する取組の知見やノウハウを有する専門的な人材に加え、新たに水循環に関心を持ちつつある国民の参画も促すことが重要である。
- 民間団体等の自主的な活動を活性化、プラットフォームの構築など民間団体等の連携を促すためのネットワーク化を進めるとともに、民間団体等の価値を高めるため、活動のための資金確保に向けた知見やノウハウに関する事例等を含め各行政機関等が保有する情報の提供や共有化等を図る。

3. 水の適正な利用及び水の恵沢の享受の確保

(第3条2項関係)

- 水の効率的な利用や、節水、雨水・再生水の利用等、水資源の有効利用施策を推進する。
- 持続可能な地下水の保全と利用を推進するためには、地下水の利用や挙動等の実態把握から始める必要がある。地方公共団体等の地域の関係者が主体となり、地表水と地下水との関係に留意しつつ、地下水マネジメントに取り組むよう努めるものとする。国は、地方公共団体等の地域における主体的な取組を支援する役割を担う。
- 地球温暖化その他の気候変動に対処し、将来にわたり健全な水循環の維持又は回復を実現していくため、緩和策に全力で取り組むことに加え、現在生じており、また将来予測される被害の回復や軽減を図る適応策を推進する。
- 国、地方公共団体は、危機的な渇水を想定し、関係者が連携して、渇水による影響、被害を軽減するための対策等を定め、危機的な渇水に備える取組を推進するよう努めるものとする。
- 近年の洪水氾濫を踏まえ、行政、住民等が意識変革をし、「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生する」との意識の下に、社会全体として洪水氾濫に備えることが必要である。
- 水インフラの被災を最小限に抑えるための耐震化等の推進や業務（事業）継続計画（BCP）の策定とその実施、水インフラ復旧における相互応援体制整備や人材育成にもつなげる訓練の実施、地下水等の一時的利用に向けた取組等を推進する。

4. 水の利用における健全な水循環の維持

(第3条3項関係)

- 健全な水循環の維持又は回復という視点から、治水や利水との整合を図りながら、流域の特性に応じた水量、水質、水生生物などの水環境が保全され、それらの持続可能な利用が図られる社会の構築を目指す。

- 森里川海を連続した空間として捉え、流域全体を視野に入れた生態系の保全と再生の取組を推進する。
- 水辺空間の更なる保全、再生、創出を図るとともに、流域において水辺空間が有効に活用され、その機能を効果的に発揮するための施策を一層推進する。
- 流域の多様な地域社会と地域文化について、先人から引き継がれた水文化の継承、再生とともに、新たな水文化の創造を推進する。また、水源地域では、住民の生活再建対策とともに、様々な生活環境や産業基盤の整備などの水源地域対策に引き続き取り組む。

5. 国際的協調の下での水循環に関する取組の推進

(第3条5項関係)

- 世界における水の安定供給、適正な排水処理、水災害への対応等の強化を図るため、国際機関、NGO等と連携しつつ、開発途上国の自助努力を一層効果的に支援するなど、水に関する国際連携、国際協力を推進する。この際、我が国がリーダーシップを発揮し、我が国が培ってきた水災害への対応などの経験や教訓を国際社会と共有することにより、世界の水問題の解決に貢献する。
- 「インフラシステム輸出戦略」の着実な実施に向け、各国のニーズに応じて、構想、計画から維持管理までの一体的かつ総合的なシステムの海外展開を促進する。国は、地方公共団体、事業者等との連携を強化し、案件形成の段階から事業者の海外展開を支援する。

第2部 水循環に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. 流域連携の推進等―流域の総合的かつ一体的な管理の枠組み― (第16条関係)

- ◎流域の範囲
- ◎流域の総合的かつ一体的な管理の考え方
- ◎流域水循環協議会の設置と流域水循環計画の策定
 - 流域水循環協議会は、水循環に関する様々な情報を共有し、流域水循環計画を策定する。その際には、水循環に関する施策を通じた地域のブランド力の向上など地方創生に関する取組についても留意する。
 - 流域水循環協議会は、都市計画、まちづくり、土地利用等の関係者と相互に連携し、協議できる体制を構築することが望ましい。
- ◎流域水循環計画
- ◎流域水循環計画の策定プロセスと評価
- ◎流域水循環計画策定・推進のための措置
 - 国は、流域水循環計画の策定推進や継続的な進捗管理のため、流域ご

との目標を設定するための考え方等を示した手引きや流域マネジメントの参考となるノウハウの優良事例等を掲載する事例集の作成や更新、水循環に関する情報基盤の整備及び情報発信、支援窓口の設置、流域における水循環の健全性や流域マネジメントの施策の効果等を「見える化」する評価指標や評価手法の設定、研修・セミナーの開催、普及啓発や広報活動などの必要な支援を行う。また、流域水循環計画の策定に取り組む地方公共団体等に対して水循環に関するアドバイザーを派遣する等の支援を行う。なお、これらの支援は、地域の健全な水循環の維持又は回復に向けた取組を牽引する人材の育成、流域水循環協議会等における財源の確保や体制の整備、流域水循環協議会間の交流や有識者、事業者、団体、住民等の様々な主体の流域マネジメントへの参画を促進するための普及啓発や広報等の観点を踏まえて行うこととする。

2. 貯留・涵養機能の維持及び向上

(第14条関係)

- 健全な水循環の維持又は回復のため、これからの社会資本整備や土地利用等において、自然環境の持つ多様な機能を賢く利用するグリーンインフラの整備など、貯留・涵養機能の維持及び向上のための取組を流域全体で推進する。
- ◎森林
 - 森林計画制度に基づき、国、都道府県、市町村、森林所有者等が連携しつつ、体系的かつ計画的な森林の整備及び保全の取組を推進する。また、森林経営管理法に基づき、経営管理が適切に実施されていない森林について、森林所有者から市町村等へ経営管理を委託する森林経営管理制度を推進する。
- ◎河川等
 - 洪水時の河川への流出量の増大に加え、近年の水害の頻発、激甚化に対応するため、洪水や雨水を河川や下水道で安全に流下させるとともに、雨水貯留浸透施設の整備等により、総合的な治水対策を推進する。
- ◎農地
 - 農地の確保とその生産条件の維持、向上や、用排水路網の適切な保全管理と整備、多面的機能の発揮を促進するために、多様な人材の参画を得た地域コミュニティが取り組む共同活動に係る支援を推進する。
- ◎都市
 - 多様な主体の参画のもと、緑地等の保全と創出、民間建築物や公共公益施設の緑化を図る。
 - 民間等による雨水貯留浸透施設の設置を促進するなど、雨水の適切な貯留・涵養を推進することで、浸水被害の軽減を図るとともに、水辺

空間の創出などの取組を推進する。

3. 水の適正かつ有効な利用の促進等

(第15条関係)

◎安定した水供給・排水の確保等

- 国、地方公共団体等は、危機的な渇水への取組を推進するため、渇水による影響や被害を軽減するための対策等を定める渇水対応タイムラインを作成するよう努めるものとする。

◎災害への対応

- 「国土強靱化」を実現するため、ハード・ソフトを適切に組み合わせた防災・減災対策をより一層推進する。
- 「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生する」との考えに立ち、社会全体で洪水に備えるため、「事前防災ハード対策」に加え、「避難確保ハード対策」や「住民主体のソフト対策」など、ハード・ソフト一体となった対策を重点的に進める。
- 生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）を推進し、生物多様性の保全に貢献するとともに、人口減少、水インフラ等の社会資本の老朽化等の社会構造の変化に伴い生じる課題や自然災害の激甚化に対応する。
- 気候変動の影響による降水量の増加などを考慮した治水計画への転換や、流域全体を見通した堤防強化や河道掘削の推進、利水ダム等の有効活用、ハザードマップを活用した実効性のある避難体制づくり、まちづくりと一体となった防災・減災対策の推進など、国や地方公共団体のみならず企業や住民とも連携した取組を検討する。
- 国、地方公共団体等は、大規模災害や大規模停電時においても、水の供給・排水システムの機能を最低限確保するため、水インフラの耐震化、耐水化、自家発電設備の設置等を推進するとともに、近年の被災から得られた教訓を踏まえ、業務（事業）継続計画（BCP）の策定や見直しを推進するよう努めるものとする。
- 国は、地方公共団体の取組を推進するため、戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）による「災害時地下水利用システム」の研究開発を進めるとともに、その成果を用いたマニュアルの作成等による社会実装に向けた検討を行う。

◎持続可能な地下水の保全と利用の推進

- 国は、①国、地方公共団体等が収集、整理するデータを相互に活用するため、共通の地下水データベースを構築するなどの環境整備、②地下水収支や地下水の水量、水質に関する挙動、地盤変動の把握、そのための調査・解析技術の開発等を推進する。
- 地下水協議会は、地下水マネジメントの対象とすべき地域を定める。なお、地下水の挙動や採取の影響範囲等については、必要に応じ水循環解析等を用いて把握する。

◎水インフラの戦略的な維持管理・更新等

- 水道事業、下水道事業、工業用水道事業等の事業基盤の強化のため、地域の状況に応じた施設整備や事業運営が必要となる。このため、必要に応じ、更新等に合わせて、施設の統廃合やダウンサイジング、広域化等による施設の再構築、経営の統合や管理の共同化、合理化を図るとともに、民間の経営ノウハウ、資金力、技術力の活用を図るための官民連携の支援を行う。

◎水の効率的な利用と有効利用

◎水環境

- 新たに環境基準項目に追加した底層溶存酸素量について類型指定を進め、その活用により湖沼、閉鎖性海域等の水質保全施策の充実を図る。
- みなし浄化槽から浄化槽への転換について、令和元年6月に公布された浄化槽法の一部を改正する法律を踏まえた措置や予算制度の活用による転換費用の支援等を行うことで、更なる転換促進を進める。

◎水循環と生態系

◎水辺空間

◎水文化

◎水循環と地球温暖化

- 国は、関係府省庁の連携協力の下、気候変動適応計画を踏まえ、水循環に関連する様々な分野の気候変動適応に関する施策を推進する。
- 地方公共団体においても同様に、関係部局の連携強化を図り、水循環に関連する施策に気候変動適応の視点を組み込むよう努めるものとする。

4. 健全な水循環に関する教育の推進等

(第17条関係)

◎水循環に関する教育の推進

- 小学校、中学校及び高等学校において、学習指導要領を踏まえ、発達の段階に応じた水循環に関する教育を推進し、健全な水循環に関する教養を高める。
- 教育ツールとして、地域の特性に合わせた水循環に関する教育の実践事例集や手引きなどの指導に役立つ資料及び学校教育に活用できる水循環関連の副教材を作成、更新し、学校教育の現場が主体的かつ継続的に取り組めるような環境整備を推進する。

◎水循環に関する普及啓発活動の推進

- 地域における水と人との歴史・文化について、子どもから大人まで幅広い世代の国民が理解と関心を深め、日常の生活や水利用との密接な関わりを意識するような普及啓発、教育活動等により、国民に行事への参加を促し、「水の日」及び「水の週間」の趣旨にふさわしい事業

を推進する。

- 国は、SDGsの達成の観点から、各主体の水循環に関わる取組に関する情報を集約し、ウェブサイトを活用して周知する。
- 我が国の水の安全性や水の美しい景観、水循環に関する制度等について、外国語での情報発信や国際会議等における情報発信を行う。

5. 民間団体等の自発的な活動を促進するための措置

(第18条関係)

- 健全な水循環の維持又は回復に資する活動が企業価値の向上につながるという意識を醸成するための情報を発信し、民間団体等の主体的、自発的、積極的な活動を促進する。
- グリーンインフラの社会実装を推進するため、多様な主体が幅広く参画し、各自の知見や技術を共有するグリーンインフラ官民連携プラットフォームにおいても、雨水の貯留・涵養機能の維持・向上に資する取組等について、積極的に情報発信する。

6. 水循環施策の策定に必要な調査の実施

(第19条関係)

- ◎流域における水循環の現状に関する調査
 - 国及び都道府県（必要に応じて市町村）は、地下水利用実態、帯水層の構造、地下水位、地下水質、地盤変動、流動等の時系列データ、土地利用実態、湧水保全状況等の活動等の情報を効率化に配慮しつつ、地域の実情に応じて収集、整理するよう努めるものとする。また、国は、地下水データベースを構築する。
 - 国、地方公共団体等は、調査等によって得られたデータや分析結果の公表に努めるものとする。
- ◎気候変動による水循環への影響とそれに対する適応に関する調査
 - 気候変動が洪水や渇水等に及ぼす影響やそれに伴う水災害リスクの変化について、中長期的な降水等の予測情報の活用を含めた科学的知見を駆使し調査・分析を行う。

7. 科学技術の振興

(第20条関係)

- 地下水流動モデルや地表水と地下水の一体的な水循環解析手法及びそれを用いた「災害時地下水利用システム」の研究開発を行う。
- 水インフラの維持管理、防災・減災、農業、地下水の保全等においてSociety5.0に掲げる超スマート社会の実現を目指し、社会課題の解決に向けた研究開発等を推進する。
- 水資源に関するデータを含めた地球環境情報プラットフォームを整備するとともに、気候変動予測技術の高度化を行い、将来の水資源に関する影響

(水害等) を評価するためのデータの整備等を推進する。

8. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

(第21条関係)

◎国際連携

- 持続的な発展・開発における水循環の重要性に鑑み、アジア・太平洋水サミットなど国際会議等を活用し、健全な水循環の確保が取り組むべき重要な課題として国際社会の共通認識となるよう情報発信する。
- 国連等において、各国や水と災害ハイレベル・パネル（HELP）などの関係国際機関と連携し、水関連災害など、水に関連する重要課題についての経験共有、意識高揚、継続議論を図り、SDGsの目標1.5「2030年までに貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。」や目標11.5「2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。」等の達成、さらには仙台防災枠組や気候変動に関するパリ協定の達成に貢献する。
- SDGsの目標6や目標13をはじめ、水に関する取組は全ての分野に関連した分野横断的な重要性を有することに鑑み、それらの達成のために、SDGsのモニタリングを推進するとともに、国際社会での具体的取組が図られるよう、地域の多様な関係者との協働による取組をはじめ我が国の知見や経験を国際社会と共有する。

◎国際協力

◎水ビジネスの海外展開

- 水資源分野において、統合水資源管理により、安全で良質な水の安定供給と自然豊かな河川・都市環境の整備を実現してきた経験、ノウハウを生かし、水資源機構が有する公的な信用力、技術力も活用しながら、我が国の水インフラ関連企業の海外展開を図るための取組を、官民が連携し推進する。

9. 水循環に関わる人材の育成

- 水循環に関する法令、施策、取組等について研修、セミナー等を実施し、流域マネジメントの主体となる地方公共団体、国の地方支分部局、事業者、団体等の専門的及び総合的な人材の確保と育成を推進する。

第3部 水循環に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための必要な事項

(第4～10条関係)

- 本計画に掲げる諸施策については、水循環を取り巻く社会経済情勢等の変化、社会や行政ニーズに的確に対応し、適切かつ効果的に行っていくことが必要である。
- 水循環に関して講じた施策に関する報告について、毎年国会に提出し、適切な方法により公表する。